

(様式 2)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	静岡市

静岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 静岡市経済局農林水産部
中山間地振興課

所在地 静岡市葵区千代 5 3 8 - 1 1
電話番号 0 5 4 - 2 9 4 - 8 8 0 7
F A X 番号 0 5 4 - 2 7 8 - 3 9 0 8
メールアドレス chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	静岡県静岡市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積	被害金額
イノシシ	稲	0 a	0 千円
	いも類	0 a	0 千円
	果樹	1,000 a	6,070 千円
	野菜	1,528 a	5,845 千円
	その他	990 a	1,945 千円
	計	3,518 a	13,860 千円
ニホンザル	稲	0 a	0 千円
	いも類	0 a	0 千円
	果樹	1,906 a	8,090 千円
	野菜	1,470 a	4,235 千円
	その他	25 a	375 千円
	計	3,401 a	12,700 千円
ニホンジカ	稲	0 a	0 千円
	いも類	0 a	0 千円
	果樹	743 a	5,110 千円
	野菜	965 a	4,435 千円
	その他	2,205 a	5,520 千円
	計	3,913 a	15,065 千円
ニホンジカ ニホンカモシカ	造林木	2,002 a	— 千円
	計	2,002 a	— 千円
ハクビシン	果樹	1,281 a	8,635 千円
	野菜	1,151 a	4,935 千円
	その他	20 a	300 千円
	計	2,452 a	13,870 千円
アライグマ	果樹	207 a	1430 千円
	野菜	191 a	575 千円
	その他	0 a	0 千円
	計	398 a	2,005 千円
合計		15,684 a	57,500 千円

(鳥獣の捕獲等許可申請時に記載される「被害の状況」及び森林被害報告年報より)

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生している。被害区域は市内全域に広がっている。各種農林産物の生育に合わせて食害は多岐に亘り、茶園やミカン畑の掘り起こしによる被害も深刻である。近年、豚熱の影響により生息数が減少したと思われ、一時的に被害が減少したものの、再び増加傾向に転じている。

被害は中山間地が中心だが、近年は市街地周辺にも出没しており、農作物等への被害が発生している。

②ニホンザル

ニホンザルによる被害は年間を通して発生している。被害区域は葵区及び清水区の山間地が中心である。サル群の行動圏調査等を踏まえたサル群の捕獲等により、被害レベルが低下した地域がある一方、広い行動圏を持つ大きな群れも存在し、各種農林産物の食害のほか、近年は市街地周辺の住宅地への出没等、新たな被害が発生している。

③ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。被害区域は有度山地区等を除き、市内全域に広がっている。特徴的な被害としては、幼齢造林木の新梢の食害や樹皮剥ぎ被害で、山葵・茶・野菜・果樹の食害についても確認されている。被害区域は中山間地が中心であるが、最近では、市街地にも出没しており、その生息区域及び生息数は増加傾向にあると推測される。

また、夏季には南アルプスの高山帯にまで生息域を広げ、一部を除き亜高山帯のお花畑に壊滅的な食害を及ぼし、ニホンジカの不嗜好植物等からなる単純な植生等へと遷移したり、森林では林床植生が壊滅的な打撃を受け生態系にも大きな影響を与えている。

④ニホンカモシカ

ニホンカモシカによる被害は年間を通して発生している。被害区域は有度山地区等を除き、市内全域に広がっている。主な被害として、幼齢造林木の食害が挙げられる。生息数の増加とカモシカ特有の生態（縄張り）により分布域が拡大している。

また、生息分布域の拡大により、市街地への出没や広範囲で農林作物（茶、柑橘類、山葵、椎茸等）への食害が確認されている。

⑤ハクビシン

ハクビシンによる被害は年間を通して発生している。被害区域は市内全域に広がっている。主な被害としては、その食性によりイチゴや梨、ミカンなど果実類の食害が目立つほかトウモロコシ等も食害を受けている。被害防止目的の捕獲数も右肩上がりに増加しており、生息数の増加が推測される。被害防除の推進、捕獲の強化を行っているが、依然として農作物被害が多い。

最近では、市街地の民家の屋根裏に潜むなど、市街地においても生活被害が増加している。

⑥アライグマ

アライグマによる被害は年間を通して発生している。被害区域は清水区の河川を中心に発生していたものが、葵区、駿河区にも拡大し始めている。主な被害としては、トウモロコシや落花生等の野菜類や、イチゴやミカンなど果実類の食害が挙げられる。近年、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の推進により、被害は減少傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	57,500千円	51,750千円

※捕獲圧の強化及び各種防除事業の実施により、現状値（令和4年度）より1割減を目標とする。

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害面積	15,684a	14,115a

※捕獲圧の強化及び各種防除事業の実施により、現状値（令和4年度）より1割減を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 被害防止目的捕獲許可に基づき、静岡猟友会、清水猟友会、庵原猟友会の3猟友会等による捕獲を実施し、実績に基づいて、捕獲報償金を支払っている。</p> <p>特に、ハクビシンについては、令和4年度より、猟期期間中の捕獲に対しても捕獲報償金の支給対象となるよう制度を改正し、捕獲圧を高めている。</p> <p>また、各地区有害鳥獣被害対策協議会に対して、狩猟免許取得等に対する助成制度により、狩猟免許取得者の増加に努めている。</p> <p>② 有害鳥獣の出没に対し、市からの緊急の要請に基づき、銃を持って見回りを行った者に対して、見回り報償金を支給している。</p> <p>③ 本市または静岡市野生動物被害対策研究協議会において捕獲器材（くくり罠・箱罠）の購入を行い、捕獲従事者へ貸出することで捕獲を促進している。</p>	<p>① 捕獲の中心を担う猟友会会員の高齢化、後継者不足等により捕獲圧の低下が想定されるため、捕獲効率の向上、担い手不足の解消等の対策が必要である。</p> <p>② 中山間地域における高齢化・過疎化による里山利用の低下や耕作放棄地の増加等に対応するため、防除・環境整備とともに、捕獲圧の強化が一層必要である。</p> <p>③ 市街地・里山周辺での被害防止目的の捕獲依頼が増加しているが、地域へのハイカー等の立ち入りから銃器の使用ができず、罠での捕獲しか手段が選べないことが多く、対応に苦慮している。</p>

	<p>④ 静岡市野生動物被害対策研究協議会が行う緊急捕獲活動支援事業に対し助成を行っている。</p> <p>⑤ ニホンカモシカについては、文化財保護法に基づき種として特別天然記念物に指定されており、捕獲については文化財保護法、鳥獣保護管理法の二法により規制されている。本市では、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）、静岡県カモシカ管理実施計画及び、静岡市カモシカ管理計画に基づき年度ごとに捕獲の頭数及び地域を定め、個体調整を実施している。</p>																													
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(1) 農地：</p> <p>①野生鳥獣被害防除事業（防護柵等の資材購入、設置に対する補助事業）を個別型、団体型、地域一体型（県単鳥獣害防止対策事業を活用）の3類型で実施。特に複数の農地や集落・地域全体での防除を推進している。</p> <p>ア防除事業全体 （令和2年度以降の補助実績）</p> <table border="1" data-bbox="411 1368 804 1570"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>161件</td> <td>48,125千円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>104件</td> <td>47,043千円</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>90件</td> <td>36,976千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ うち地域一体型鳥獣被害対策モデル事業 （令和2年度以降の補助実績）</p> <table border="1" data-bbox="368 1742 836 1944"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>ha</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>7件</td> <td>33,176千円</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8件</td> <td>36,546千円</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>5件</td> <td>28,500千円</td> <td>14.07</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	金額	R2	161件	48,125千円	R3	104件	47,043千円	R4	90件	36,976千円	年度	件数	金額	ha	R2	7件	33,176千円	22.3	R3	8件	36,546千円	50.2	R4	5件	28,500千円	14.07	<p>①野生鳥獣被害防除事業補助金により、団体型・地域一体型の防護柵等設置も進みつつあるが、地域によって取り組みに差が見られる。</p> <p>なお、個別型については、令和5年度より、これまで旧安倍六ヶ村のみを対象としていた9割の補助率をオクシズ（※）地域全体に広げ、中山間地域における防除を推進している。</p> <p>また、単独の鳥獣種のみではなく、複数の鳥獣種による被害が増加してきており、対策が困難になっている。継続した追い払いや鳥獣を農地に寄せ付けないう作物残さ処理の徹底など、住民の意識向上と地域ぐるみの対策が必要である。</p> <p>（※）オクシズ 静岡市オクシズ地域おこし計画に定める範囲</p>
年度	件数	金額																												
R2	161件	48,125千円																												
R3	104件	47,043千円																												
R4	90件	36,976千円																												
年度	件数	金額	ha																											
R2	7件	33,176千円	22.3																											
R3	8件	36,546千円	50.2																											
R4	5件	28,500千円	14.07																											

	<p>②犬による追い払いを実施するための訓練に対する補助金交付事業を実施。</p> <p>(補助金実績) 令和2年度から4年度まで実績なし</p> <p>(2) 造林地： (平成7年度から)</p> <p>①天然記念物保護管理対策事業 (カモシカ被害対策事業) ステンレス線入ネット防護柵の設置及び忌避剤の散布を実施。 (令和2年度以降の補助実績)</p> <table border="1" data-bbox="379 846 836 1032"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>防護柵</th> <th>忌避剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>7,600m</td> <td>1.14ha</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>7,650m</td> <td>1.14ha</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6,750m</td> <td>0.57ha</td> </tr> </tbody> </table>	年度	防護柵	忌避剤	R2	7,600m	1.14ha	R3	7,650m	1.14ha	R4	6,750m	0.57ha	<p>②犬による追い払いについては、被害のあった農家に勧めているが、高齢化や兼業化(昼間は勤めに出ている)のため活動が出来ず普及が進まない。</p> <p>ニホンカモシカについては、近年その生息域が拡大しており、林業被害だけでなく農業被害も発生している。農業被害の実態の把握及び捕獲による対策を講じることが難しいため、防護柵の設置等の対策を強化する必要がある。このため、令和5年度より、潜り抜けの防止等のため、スカートネットを採用した。</p> <p>また、ニホンジカによる被害との区別が付きにくいいため、併せて対策を講じる必要があり、引き続き、生息調査等を実施していく。</p>				
年度	防護柵	忌避剤																
R2	7,600m	1.14ha																
R3	7,650m	1.14ha																
R4	6,750m	0.57ha																
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>① 鳥獣被害対策緩衝地帯整備業務による実施 (令和2年度以降の事業実績)</p> <table border="1" data-bbox="448 1339 769 1525"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>3.39ha</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>2.02ha</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6.40ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 静岡市鳥獣被害対策実施隊による実施(緩衝地帯の整備) (令和2年度以降の事業実績)</p> <table border="1" data-bbox="448 1742 769 1928"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>3.00ha</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>3.13ha</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2.00ha</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施面積 (ha)	R2	3.39ha	R3	2.02ha	R4	6.40ha	年度	実施面積 (ha)	R2	3.00ha	R3	3.13ha	R4	2.00ha	<p>・整備後の維持管理が重要となるが、人口減少や高齢化等により困難になってきている地域もある。生息環境管理に関するノウハウの習得や、中心となって進めていく人材が必要である。</p> <p>・生息環境整備は、捕獲、防除と一体的に行うことで、より大きな効果が得られるため、他事業と連携した対策の推進が重要である。</p>
年度	実施面積 (ha)																	
R2	3.39ha																	
R3	2.02ha																	
R4	6.40ha																	
年度	実施面積 (ha)																	
R2	3.00ha																	
R3	3.13ha																	
R4	2.00ha																	

(5) 今後の取組方針

農林業者等に対する野生鳥獣対策への支援、猟友会等の協力による捕獲を実施することで一定の被害軽減を図ることができているが、完全に被害をなくすまでには至っていない。

引き続き、団体・地域一体型による防護柵の設置を積極的に推進していくとともに、中山間地域の防除を促進し、併せて地域懇談会、現地研修会、講演会等の開催や地区被害対策協議会等によるくくり罠、箱罠の購入、研修会等の活動に対して助成を行うことで地域住民、集落が一体となった防除環境づくりを積極的に進め、継続的な対策を行っていく。また、集落や圃場の周辺において除伐、草刈り等による緩衝地帯の整備を推進し、野生鳥獣が出没しにくい環境整備に努める。

(1) 捕獲報償金制度の継続

従来どおり、捕獲圧を高めるため捕獲報償金を継続する。

(2) 静岡市野生動物被害対策研究協議会への助成の継続

捕獲機材の購入、生息環境管理、緊急捕獲活動支援事業等を行っている静岡市野生動物被害対策研究協議会への助成を継続する。

(3) 捕獲の担い手育成

静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画と整合を図りながら関係機関等に働きかけていく。また、捕獲従事者を増やすため、各地域協議会に対し狩猟免許取得の助成を行っていく。

(4) 防護柵設置の推進

野生鳥獣対策の基本となる防護柵の設置について推進する。団体、地域一体等効率的な防護を進めるとともに、オクシズ地域の防護柵設置に係る助成割合を維持することで、中山間地域における防除をさらに推進する。

特に地域一体型については、県と連携し地区単位で獣害対策を推進している「しづはた地区」・「梅ヶ島地区」・「両河内地区」について重点的に取組を進め、一団の農地として存在する獣害対策未整備農地を順次整備できるよう支援していく。

(5) 緩衝地帯整備モデル事業

野生動物が出没しにくい環境を整備するため、集落や圃場の周辺において除伐、草刈り等による緩衝地帯の環境整備を推進する。

(6) 地区被害対策協議会活動費助成事業

JA等が中心となって活動する地区被害対策協議会で行っている捕獲罠の購入、捕獲従事者の担い手育成、生息調査等について、予算の範囲内で地区被害対策協議会の活動を支援する。

(7) 猟友会交付金事業

被害防止目的の捕獲の従事者が属する団体に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(8) ジビエ利用に関する研究

捕獲された野生鳥獣の肉を加工品等地域資源として活用できるよう、先進都市のジビエ施設を調査するとともに、関係団体等と緊密な連携を図り、解体処理施

設等のあり方や処理肉の販売ルートの開拓方法等について研究していく。

(9) ニホンザルの行動調査

令和4年度に行った生息調査結果を参考にして、本市におけるニホンザルの加害レベルの低減が図られるよう、特に加害レベルの高い群に対しGPS等を利用したサル群の行動調査を行い、サル群の利用頻度が高い箇所への罠設置や追い払い活動等の対策に繋げていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者から被害報告を受けた各農協等からの被害防止目的捕獲許可申請に基づき、各猟友会等が捕獲を実施するとともに、現体制の拡充、機能強化に努める。

また、静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画では、被害防止目的捕獲許可に係る許可期間の上限と捕獲数の基準が定められており、一部鳥獣について許可期間が12カ月、捕獲数が無制限となっていることから、連続して許可を出すことにより、捕獲体制の強化・充実を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6 から 令和8 年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	○効果的な捕獲の研究及び導入の推進 ・農協や猟友会等に罠を貸出し、状況に即した適切な捕獲を実施する。 ・捕獲圧を高めるため、捕獲器材の最新情報の収集や、捕獲手段の効果的な方法について関係団体等と調査研究を実施する。 ・捕獲ICT技術についての情報収集を行い、関係団体等と調査研究を実施する。 ○地域協議会の捕獲機材の導入、狩猟免許の取得経費等に対する助成 ○狩猟免許取得の啓発、試験及び事前講習会の案内周知
令和6 から 令和8 年度	ニホンジカ	ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、捕獲を以下のとおり実施していく。</p> <p>また、ニホンカモシカの捕獲については、静岡県が策定した第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）、静岡県カモシカ管理実施計画及び、静岡市カモシカ管理計画に基づき年度ごとに捕獲の頭数及び地域を定め、捕獲を実施しているため、本計画には記載しない。</p> <p>捕獲計画数については、静岡市緊急捕獲等計画と整合を図りつつ、近年の捕獲実績と被害状況を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p> <p>なお、捕獲にあたっては、従事者に対し事故の防止に万全の対策を講じさせる。</p>

①イノシシ

捕獲実績と被害金額・被害面積の推移（表1）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
捕獲頭数	1,891頭	615頭	575頭	624頭
被害金額	17,915千円	15,507千円	10,612千円	13,860千円
被害面積	5,146a	3,440a	2,338a	3,518a

平成28年度以降、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の意識向上を図っている。令和元年度に初めて市内で豚熱に感染したイノシシが発見されて以降、被害金額、被害面積が大幅に減少しているが、令和4年度は金額・面積ともに上昇に転じ、被害が微増している。豚熱の感染状況により、再度増加に転じることも想定されるため、令和6年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、各年度900頭の捕獲を目標とする。

②ニホンザル

捕獲実績と被害金額・被害面積の推移（表2）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
捕獲頭数	303頭	303頭	353頭	289頭
被害金額	15,365千円	17,708千円	13,175千円	12,700千円
被害面積	3,633a	5,604a	3,119a	3,401a

平成28年度以降、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の意識向上を図っている。ニホンザルについては、狩猟鳥獣ではないため、猟期についても捕獲報償金の対象としている。令和3年度は、大型捕獲檻による加害レベルの高い群れが捕獲でき、令和3年度以降、金額、面積とも被害が減少している。令和4年度の生息調査には、平成29年度調査と比較し、縮小、消滅した群がある一方、新たに発生した群、加害レベルが上昇した群もある。令和6年度以降も引き続き群れによる管理を推進することとし、各年度300頭の捕獲を目標とする。

③ニホンジカ

捕獲実績と被害金額・被害面積の推移（表3）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
捕獲頭数	663頭	669頭	902頭	734頭
被害金額	15,499千円	16,036千円	13,559千円	15,065千円
被害面積	4,126a	5,153a	3,360a	3,913a

従前より、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の意識向上を図り、被害は減少傾向にあったが、山間部での生息数の増加が懸念されており、令和4年度は金額、面積ともに被害が増加している。令和6年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、各年度900頭の捕獲を目標とする。

④ハクビシン

捕獲実績と被害金額・被害面積の推移（表4）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
捕獲頭数	343頭	321頭	408頭	400頭
被害金額	8,805千円	14,164千円	11,506千円	13,870千円
被害面積	1,972a	2,910a	1,692a	2,452a

従前より、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の意識向上を図っているが、被害金額及び被害面積が増加傾向にある。また、近年では、市街地周辺でのハクビシンの被害相談も多く寄せられている。さらに、猟中にイチゴや柑橘などへの被害が多く発生していることから、令和4年度から猟期間中も捕獲報償金の対象とするなど、捕獲圧を高めている。令和6年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、各年度450頭の捕獲を目標とする。

⑤アライグマ

捕獲実績と被害金額・被害面積の推移（表4）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
捕獲頭数	126頭	129頭	135頭	135頭
被害金額	5,073千円	1,255千円	2,030千円	2,005千円
被害面積	1,304a	218a	693a	398a

平成28年度以降、捕獲の強化、地域一体での柵設置及び被害防除の意識向上を図っているため、令和2年度以降、被害金額及び被害面積ともに大きく減少している。アライグマについては、特定外来生物であることから、猟期中も捕獲報償金の対象としており、令和6年度以降も引き続き捕獲を推進することとし、各年度250頭の捕獲を目標とする。

① これまでの捕獲実績頭数

対象鳥獣	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
イノシシ	600	1461	1019	1808	1754	1594	1891	615	575	624
ニホンザル	151	299	242	232	296	313	303	303	353	289
ニホンジカ	670	527	619	618	669	670	663	669	902	734
ハクビシン	72	92	131	210	224	250	343	321	408	400
アライグマ	52	103	58	126	108	139	126	129	135	135

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	900	900	900
ニホンザル	300	300	300
ニホンジカ	900	900	900
ハクビシン	450	450	450
アライグマ	250	250	250

※アライグマによる被害の拡大を防ぐため、ハクビシンの被害防止目的捕獲許可申請にあっては、アライグマも合わせて申請するよう指導する。

捕獲等の取組内容
<p>市内一円で捕獲を実施する。</p> <p>各地区有害鳥獣被害対策協議会に対し、狩猟免許取得、罠等の購入に対する助成を実施するほか、農協、捕獲実施者等に対し、野生鳥獣被害調査のためのセンサーカメラや捕獲のための箱罠、くくり罠を貸し出し、各加害鳥獣の捕獲に関する対策を進める。</p> <p>ニホンジカの捕獲については、県が実施している管理捕獲と連携を図りつつ、対策を進める。</p> <p>ニホンザルについては、サル群の調査を継続し、その結果を参考に、加害レベルの高い群の捕獲を目的とした大型捕獲檻での捕獲を組み合わせ、対策を進める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃を所持させての捕獲等は、行わない。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
静岡市	ニホンカモシカを除き権限委譲済み

【参考】

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（静岡県策定）による被害防止目的捕獲許可に係る許可期間と許可数量の上限基準

種名	令和 4 年度から
イノシシ	12 か月 600 頭
ニホンジカ	12 か月 700 頭
サル	12 か月 40 頭
ハクビシン	12 か月制限なし
アライグマ	12 か月制限なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン アライグマ	<p>農地への電気柵やネット柵等の設置のための資材購入助成及び情報提供を実施し、市内の防除を推進する。</p> <p>特に、中山間地域における防護柵の設置を推進する。</p> <p>地域一体型については、県と連携し地区単位で獣害対策を推進している「しづはた地区」・「梅ヶ島地区」・「両河内地区」について重点的に取組を進め、一団の農地として存在する獣害対策未整備農地を順次整備するよう支援していく。</p> <p>①農地： 防除面積 約30ha ※地域一体型を含む</p>	<p>農地への電気柵やネット柵等の設置のための資材購入助成及び情報提供を実施し、市内の防除を推進する。</p> <p>特に、中山間地域における防護柵の設置を推進する。</p> <p>地域一体型については、県と連携し地区単位で獣害対策を推進している「しづはた地区」・「梅ヶ島地区」・「両河内地区」について重点的に取組を進め、一団の農地として存在する獣害対策未整備農地を順次整備するよう支援していく。</p> <p>①農地： 防除面積 約30ha ※地域一体型を含む</p>	<p>農地への電気柵やネット柵等の設置のための資材購入助成及び情報提供を実施し、市内の防除を推進する。</p> <p>特に、中山間地域における防護柵の設置を推進する。</p> <p>地域一体型については、県と連携し地区単位で獣害対策を推進している「しづはた地区」・「梅ヶ島地区」・「両河内地区」について重点的に取組を進め、一団の農地として存在する獣害対策未整備農地を順次整備するよう支援していく。</p> <p>①農地： 防除面積 約30ha ※地域一体型を含む</p>

ニホンジカ、 ニホンカモシ カ	②造林地： ・ステンレス線入（ス カート）ネット防護柵 ・新植造林地100% ・忌避剤散布	②造林地： ・ステンレス線入（ス カート）ネット防護柵 ・新植造林地100% ・忌避剤散布	②造林地： ・ステンレス線入（ス カート）ネット防護柵 ・新植造林地100% ・忌避剤散布
備考	静岡県野生鳥獣被害防除事業、天然記念物食害対策事業（文化庁）、県 単独鳥獣害防止対策事業（静岡県）等を利用する予定。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～令和8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン アライグマ	・県鳥獣被害対策総合アドバイザーや鳥獣被害対策実施隊員により、野 生鳥獣の生態や被害防止の知識普及のための勉強会の開催し、環境診断 に基づき、集落自ら電気柵等侵入防止柵の維持管理等ができるよう助言 等を行う。

5 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6 ～ 令和8 年度	イノシシ サル ニホンジカ カモシカ ハクビシン アライグマ	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の生態や被害防止の知識普及のための勉強会 の開催、侵入防止柵の維持管理、集落環境の整備等地 域一体での被害防止活動を実施していける組織的な被 害対策軽減の体制づくりの推進 ・藪や耕作放棄地を含む里山環境整備（除伐、草刈り） の推進とその体制づくり ・餌木、放任果樹の除去の推進 ・被害情報について、市民からの目撃、猟友会からの情 報、現場確認等によりその実態を把握する。 ・他自治体やNPO法人等が実施する対策技術や地域一体で 取り組む合意形成手法等、先駆的な被害対策の事例を 調査・研究し情報のネットワークを構築していく。 ・アライグマについては、外来生物法の防除確認を受け 、市民参加での捕獲を実施していく。なお、実施する 場合には、県に概要について情報提供するとともに、 対象種以外の無許可捕獲を誘引しないよう適正な周知 を行う。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・サル群の行動圏把握調査 ・サル特有の生態の研修会等の実施 ・地域でのロケット花火等を使用した追い払い活動の推進

	ニホンジカ ニホンカモシカ	(造林地) ・造林被害地の把握、防除対策の実施に必要な作業道等の開設の推進 ・忌避剤の散布 ・カモシカ、ニホンジカ等植生食害調査の実施
--	------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡中央警察署 静岡南警察署 清水警察署	① 警察官職務執行法第4条第1項に規定する危険防止のための措置等に関すること。 ② 鳥獣保護管理法第38条の2に規定する許可に関する助言に関すること。 ③ 地域周辺の警ら及び緊急時における市民安全のための避難誘導等に関すること。
静岡猟友会 清水猟友会 庵原猟友会	① 警察官職務執行法第4条第1項に規定する危険防止のための措置等に関すること。 ② その他、対象鳥獣の捕獲及び追払いに関すること。
静岡県	① 鳥獣保護管理法第9条に規定する許可に関すること。 ② 鳥獣保護管理法第38条の2に規定する許可に関すること。 ③ 捕獲等に関する技術支援及び情報提供支援に関すること。 ④ 被害防止目的捕獲許可事務に関すること。
静岡市	① 当該事象発生に伴う情報収集に関すること。 ② 関係機関の総合調整に関すること。 ③ 被害防止目的捕獲許可事務に関すること。 ④ 平常時における対象鳥獣の防除等の啓発に関すること。 ⑤ その他必要と認められる事項

(2) 緊急時の連絡体制

近年、健康個体の大型鳥獣が市街地に出没し、市民生活に不安を与える事例が起きている。このような場合、県、警察署、猟友会及び市等関係機関が緊密な連携を図り、人身、家財等に被害が及ばないように迅速に対応することが重要である。今後もクマ出没対応マニュアルに基づき迅速な連絡体制を整え、適切な対応を行っていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

可能な限り、自家消費等の食肉利用を行ったうえで、周辺環境に配慮し、捕獲現場での埋設、又は焼却施設での焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・現在は、イノシシ、ニホンジカについては可能な限り、自家消費等の食肉利用を行う。また、流通可能なものについては、食肉処理業の許可を持つ施設から販売を行う。ジビエ等地域資源としての利活用について、関係団体等と緊密な連携を図り、様々な利活用のニーズを把握し、解体処理施設等のあり方や処理肉の販売ルートの開拓方法等について調査研究を進める。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

「静岡県の野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考として、捕獲者や処理加工に携わる者たちに対して、衛生管理に関する周知を図る。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	静岡市野生動物被害対策研究協議会
構成機関の名称	役割
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内被害情報の収集と被害防止技術等事業指導 ・ 協議会の事務局として会議を開催し、構成団体間の連携、情報の共有化を図る。 ・ 他自治体やNPO法人等と情報交換を行い、先駆的な対策技術の習得に努める。
静岡県中部農林事務所	県内及び管内の情報収集と被害防止技術等事業協力
静岡県森林・林業研究センター	
静岡市農業協同組合	被害情報の収集、農林業者への被害防止対策等技術指導、研修の実施
清水農業協同組合	
静岡市森林組合	
清水森林組合	
井川森林組合	
静岡猟友会	捕獲等の実施 会員以外への捕獲技術向上のための支援
清水猟友会	
庵原猟友会	
静岡県鳥獣保護管理員	出没、被害に関する情報提供及び鳥獣保護管理関連業務の実施
特定非営利活動法人静岡県自然史博物館ネットワーク	学識経験を有する者

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

1 設置日：平成26年7月1日

2 隊員の要件

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条2項の鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）は、経済局農林水産部中山間地振興課（次条において「中山間地振興課」という。）の職員であって次に掲げる者のうちから、市長が指名する。

(1) 知事が実施する静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修を修了し、又は修了する見込みがある者

(2) 鳥獣の生態、管理方法等に関する学術的知見を有している者

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第1項の狩猟免許を取得し、又は取得する見込みがある者

(4) 前3号に掲げる者と同等の知識又は実務経験を有する者であると市長が認める者

3 実施隊は、次に掲げる活動を実施する。

①被害防止施策に関する勉強会その他の講習会の開催

②農林産業に従事する者等に対する鳥獣被害の防止を目的とした指導又は助言

③市の区域内における鳥獣被害の実態調査

④農林産業に従事する者等が行う鳥獣被害の防止を目的とした防護柵の設置及び管理の支援

⑤緩衝地帯（山林地域と農林産業を営む地域との間に存する場所であって、鳥獣が生息するものをいう）の整備及び農林産業に従事する者等が行う緩衝地帯の整備の支援

⑥前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める活動

4 実施隊活動による効果

・勉強会の実施により、防護柵の設置及び管理方法や野生鳥獣の生態について、農林業者等に周知し、被害防除の意識を高めている。

・センサーカメラを使用した実態調査により、加害鳥獣の特定を行い、効果的な対策へ繋げている。

・緩衝地帯の整備により、野生鳥獣との棲み分けを行っている。また、整備活動を地元農家とともに行うことにより、今後の管理等の防除方法を周知している。

5 課題及び今後の取り組みについて

地域により被害防除の意識に差があるため、今後も勉強会等を通して、市内全域に被害防除方法等の周知を行っていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

部農会等を中心とした各地区の対策協議会等の活動を促進するため、防除対策事業活動を積極的に推進し、地域一体での取り組みを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林業者等を対象とした鳥獣被害防止に関する勉強会の開催等を通じ、防護柵の設置や捕獲体制の整備の他、耕作放棄地対策、放任竹林対策、作物残さの除去等、野生鳥獣が出没しにくい環境整備に取り組み、鳥獣被害をこれ以上拡大させないための環境整備を進めていく。

さらに、電気柵の設置や管理方法、野生鳥獣の捕獲活動について、勉強会等により正しく周知し、事故等が起こらないよう関係団体等と一体となって安全対策に取り組んでいく。

また、現在計画対象となっていない野生鳥獣についても、被害の把握、被害防止対策の検討及び実施に努め、同時に本計画の対象とすることも検討し、市全体での被害軽減を図っていく。

被害軽減のための施策を実施していく上で、官民一体となった対策が講じられるよう地元住民や関係団体等が一体となって被害対策が実施できる仕組みづくりや合意形成が得られるよう進めていく。